

高橋 由記

惟仲・生昌年表（二）

【凡例】

一、この年表は平中納言惟仲および、その弟・大進生昌の動静を史料等から抜いたものである。原則として惟仲・生昌の名前の記載のあるものは、記事の重要性如何に関わらずすべてを抜き出した。その他、惟仲の妻・繁子、繁子と道兼の子・尊子についても出来る限り年表に取り込んだ。

二、参考資料は次の通りである。

小右記（大日本古記録）・權記（寛弘七年までは「史料纂集」、それ以降は「増補史料大成」）・御堂関白記（大日本古記録）・公卿補任（国史大系）・職事補任（群書類従）・国司補任・藏人補任・弁官補任・日本紀略（国史大系）・扶桑略記（国史大系）・百鍊抄（国史大系）・本朝世紀（国史大系）・一代要記（改訂史料集覽）・平安遺文・類聚符宣抄（国史大系）・正倉院文書・石清水文書・東大寺別当次第（群書類従）・栄花物語（新編日本古典文学全集）・平安朝歌合大成

また、どの資料によつたのかは、原文の最後に載せた。

惟仲・生昌等の記述の部分には、私に傍線を施した。

三、日記等の史料に関しては原文をそのまま載せた。また、同日の資料もすべて載せた。縮小文字・割注は、すべて縮小文字とした。

四、閏月は○数字とした。たとえば閏一月は①、閏十二月は⑫と記載した。

五、異体字は通行字体になおした。

六、年表に関しては、左上に通しのページ番号を付けた。（二）は、通し番号10～20（正暦五年～長徳四年）である。

長徳二年 一条	53		
長徳三年 一条	54		
長徳四年 正?	29	正	
長徳五年 正	10	3	4
長徳六年 正	10	2	5
長徳七年 正	10	1	6
長徳八年 正	10	1	7
長徳九年 正	10	2	8
長徳十年 正	10	3	9
長徳十一年 正	10	4	10
長徳十二年 正	10	5	11
長徳十三年 正	10	6	12
長徳十四年 正	10	7	13
長徳十五年 正	10	8	14
長徳十六年 正	10	9	15
長徳十七年 正	10	10	16

10 貴子没
11 貴子入内・女御
12 僕子内親王誕生

...見参考上達部大納言(源時中)、々納言余・(平)惟伸
...見参考上達部大納言(源時中)、々納言余・(平)惟伸

甲午、右府(藤原頼光)大饗、仍參彼第、左府縁物忌不
被向、然而彼奉遣掌[請]客使、左大將(藤原公季)以
下黃昏參会、此間雨脚不止、仍自腋穿着座々「丁才」

日甲題云々、左大將隨身足綱、玄冠許事了、今日有雅樂、
遂表中絶音申參(藤原公季二人)絶目幕序、左大弁(源)共裁若歷、今

主人大立皇子、大難儀如例、不參上達部四人、左府藤

卷四
院など仰せられて住ませたまひけ。】栄花物語・

つか、御子なども生れたまへから

かの一条の北面と造りつづけにせたまひしは、殿のお
みな住ませたまひしを、この御殿の御下りの後、ほど
はしまいしをり、かたへは焼けにしかば、今は一つにお
取女房衣装等、退去之後僅聞其由、執続松者二人走入
殿内云々、太不便事也、朝経朝臣來云、入闇院之強盜
【小右記】
「...」

申題云々、左大將隨身足綱、玄冠許事了、今日有雅樂、
御共女房等有給祿云々、又親王帰給、御共右大將(藤

御共女房等有給祿云々、又親王帰給、御共右大將(藤

用戌、...去八日酉一点馬入外記序内、驟作ハ損

光・平中納言(惟伸)・左衛門督(藤原誠信)・幸相中

力印机第等為、驟去左右大臣(藤原道長・同頼)

戊戌、左大臣(藤原道長)依喚參上御所頃之復陣、仰

罪科を赦し召還

家(可籍去月廿五日恩詔乎否、不可召上殿、雖潤仰平中納言)【權記】

尚可在本所敷、其謂定申者、右大臣(藤原頼光)・左衛門督

罪補恩詔敷、但至召上事可被下勅明法家者也者、左大將

門督(藤原誠信)・宰相中將(藤原奇信)定申云件兩人入

罪補恩詔敷(藤原公季)・民部卿(藤原誠忠)申云罪可潤恩詔於

申、左大弁(源扶義)申云罪可潤恩敷、又乍潤恩詔猶

在本處者、余竊思、惟法条之所指、已以分明、然而不

非常大赦之時、如此之流人、殊有所思食有召上之例、

起座參上御所良々久違着便座、示諸卿云前之

長徳二年 一条	54		
長徳三年 一条	53		
長徳四年 正?	29	正	
長徳五年 正	10	1	1
長徳六年 正	10	2	2
長徳七年 正	10	3	3
長徳八年 正	10	4	4
長徳九年 正	10	5	5
長徳十年 正	10	6	6
長徳十一年 正	10	7	7
長徳十二年 正	10	8	8
長徳十三年 正	10	9	9
長徳十四年 正	10	10	10

(九八)

一
条

申せしむ。丙辰……平中納言參内、權左中弁(説孝)仰納言云、去
春秋欲奉幣於丹生・貴布称、同可令折申、納言即仰弁
九月(伊勢)例幣延引于今、令折申其日、亦為折年穀、
合召陰陽寮、參院(藤原群子)、【權記】
庚申……平中納言參内、奏宣命、給使、【權記】
(日上惟伸)昨今依勸學院物忌、不出門戸、晚晝内有召入、此夜
自内參結政、且中納言右(定大弁同云々)、【權記】
五節參入、内大臣・近江介(源頼忠)・馬橋(兼資)・式部丞
上卿惟伸)位記召給也、自内參官、平中納言(惟伸)・左大弁忠
通□行為事之、【權記】
此夜女一宮(橘内親王)自式御曹司参内、殿上人
候御共、筆車入自朔平門、入守正房、平中納言被候御
【權記】
(橘子内親王参内し給ふ)
件官司依故一条開白(藤原道兼)申、可給任符於彼
文被仰官符出来者可給前典(藤原繁子力)之申、
(官符は藤原繁子に給ふ)(一)
家也、而以典傳有所悉申、不給本家、【權記】
入令改宣命奏之、【權記】

長保二年八月二十日女御である。
『采花物語』では、尊子の入内は長保二年三月と記めるが、史実では長徳四年一月十日御園殿別當
(注1)長徳二年『采花物語』について。